

令和2年第8回甲良町議会臨時会会議録

令和2年11月27日（金曜日）

◎本日の会議に付した事件（議事日程）

- 第1 会議録署名議員の指名
第2 会期の決定
第3 報告第10号 放棄した債権の報告について
第4 議案第57号 甲良町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
第5 議案第58号 甲良町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
第6 議案第59号 甲良町議会議員および甲良町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例
第7 議案第60号 甲良町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
第8 発議第21号 甲良町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（案）
第9 同意第19号 甲良町監査委員の選任につき、同意を求めることについて
第10 意見書第2号 防災・減災、国土強靱化対策の推進を求める意見書（案）

◎会議に出席した議員（11名）

1番	小森正彦	2番	岡田隆行
3番	山田充	4番	山田裕康
5番	野瀬欣廣	6番	宮寄光一
7番	丸山恵二	8番	木村修
9番	建部孝夫	11番	西澤伸明
12番	阪東佐智男		

◎会議に欠席した議員

なし

◎会議に出席した説明員

町長	野瀬喜久男	教育長	松田嘉一
総務課長	中川雅博	教育次長	福原猛
会計管理者	宮川哲郎	学校教育課長	藤村善信

税 務 課 長 大 野 けい子
企画監理課長 北 坂 仁
住 民 課 長 小 林 千 春
保健福祉課長 中 村 康 之
産 業 課 長 西 村 克 英

建設水道課長 村 岸 勉
建設水道課参事 丸 山 正
人権課長補佐 村 田 茂 典
総務課主幹 岩 瀬 龍 平

◎議場に出席した事務局職員

事 務 局 長 橋 本 浩 美

書 記 中大路 愛

(午前 11 時 50 分 開会)

○**阪東議長** ただいまの出席議員数は 11 人です。

議員定足数に達していますので、令和 2 年第 8 回甲良町議会臨時会を開会します。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、既に配布しているとおりです。

日程第 1 会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員に、5 番 野瀬議員、6 番 宮寄議員を指名します。

次に、日程第 2 会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。

本臨時会の会期は、本日から 11 月 30 日までの 4 日間としたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○**阪東議長** 異議なしと認めます。

よって、本臨時会の会期は、本日から 11 月 30 日までの 4 日間と決定しました。

これより、町長の挨拶、行政報告ならびに提案説明を求めます。

町長。

○**野瀬町長** 本日、令和 2 年第 8 回甲良町議会臨時会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、大変お忙しいところ、ご出席いただきまして誠にありがとうございます。日頃は、町政全般にわたりまして格別のご支援、ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

それでは、提案説明の前に、若干の行政報告をさせていただきます。

新型コロナウイルス感染症に関して、11 月に入りまして感染者拡大、増加傾向にあり、第 3 波が到来していると言われております。クラスターも複数発生し、身近なところでも発生しております。滋賀県の警戒ステージもステージ 1 からステージ 2 に引き上げられ、感染対策をしっかりと継続して行くことが大変重要となってきています。町民の皆様には密閉、密集、密接の回避や適度な換気、手洗い、消毒、そしてマスクの着用を引き続きお願いすべく、防災無線、ホームページで啓発活動に努めているところであります。

また、感染された方や医療従事者の方々に対する差別や誹謗中傷等が大きな人権問題となっております。このような状況にある感染者、医療従事者の方々に思いやりの心を持っていただけるよう、併せて啓発をしてまいりたいと考えております。

それでは、本日提出の案件について、その概要をご説明申し上げます。

議案第10号は、放棄した債権の報告についてで、甲良町住宅新築資金等貸付金1件について債権放棄いたしましたので、その報告であります。

議案第57号は、甲良町特別職の職員の給与に関する条例の一部改正、議案第58号は、甲良町職員の給与に関する条例の一部改正で、ともに人事院勧告に伴います期末手当の率が0.05カ月分の減額となるものであります。

議案第59号は、甲良町議会議員および甲良町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例で、公職選挙法の一部改正により、選挙運動用自動車の使用、ビラの作成、ポスターの作成が公費負担となる条例の制定であります。

議案第60号は、甲良町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例であります。町長の給料月額を令和2年12月1日から令和3年2月28日までの間、現行の100分の40に、100分の10を上乗せして、100分の50に減ずる一部改正であります。

同意第19号は、甲良町監査委員の選任につき、同意を求めるものであります。

何とぞよろしくご審議いただき、適切な議決を賜りますようお願い申し上げます。

○**阪東議長** 次に、日程第3 報告第10号を議題とします。

報告書が提出されていますので、報告を求めます。

人権課長補佐。

○**村田人権課長補佐** はい、ありがとうございます。

報告第10号 放棄した債権の報告について。

甲良町債権の管理に関する条例（平成24年条例第7号）第7条第1項の規定により、別紙のとおり債権を放棄したので、同条第2項の規定により報告する。

令和2年11月27日。

甲良町長 野瀬喜久男。

別紙、読み上げさせていただきます。

おめくりいただきまして、1、放棄した債権の名称、甲良町新築資金等貸付金。

2、債権を放棄した日、令和2年11月11日。

3、債権を放棄した事由、件数、額等。

放棄した事由、条例第7条第1項第7号に該当。件数、1件。放棄した債権の金額、1万円。

以上になります。

○**阪東議長** これをもって報告を終わります。

日程第4 議案第57号および日程第5 議案第58号を一括議題とします。

議案を朗読させます。

局長。

○橋本事務局長 議案第57号 甲良町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例。

議案第58号 甲良町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例。

上記の議案を提出する。

令和2年11月27日。

甲良町長。

○阪東議長 本案に対する提案理由の説明を求めます。

総務課長。

○中川総務課長 議案第57号 甲良町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例です。

まず、改正理由であります。10月7日に国の方が人事院勧告の報告を受けまして、11月6日で閣議決定をされています。その内容に準じて、甲良町の条例も一部改正をするものであります。

議案書を読み上げます。

甲良町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例。

第1条、甲良町特別職の職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。第3条ただし書中「100分の170」を「100分の165」に改める。

第2条、甲良町特別職の職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。第3条ただし書中「100分の165」を「100分の167.5」に改める。

付則、この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和3年4月1日から施行する。

次に、議案第58号 甲良町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例であります。

これも改正理由につきましては、今ほど述べたとおりであります。

甲良町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例。

第1条、甲良町職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第22条第2項中「100分の130」を「100分の125」に改める。

第2条、甲良町職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第22条第2項中「100分の125」を「100分の127.5」に改める。

付則、この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和3年4月1日から施行する。

以上であります。

○**阪東議長** 説明が終わりましたので、質疑はありませんか。

西澤議員。

○**西澤議員** 11番、西澤です。

全協でも質問しましたが、議案の58号の方、それで対象が会計年度任用職員も対象になるのかという質問をさせていただきましたが、それも対象になると、そして期末手当や、それから一時金、その対象になる方についてその対象になるということなんですが、それは出勤日数、つまり業務日数によって決まっていくのかどうか、そこも説明をお願いいたします。

○**阪東議長** 総務課主幹。

○**岩瀬総務課主幹** 会計年度任用職員も一般職に準ずるということで、これ、対象にはなってくるんですけど、週2日以上勤務した場合は期末手当の対象になってきますので、勤務日数に応じて対象になってくるという形になってきます。

○**阪東議長** 総務課長。

○**中川総務課長** 一般職の人数ですが、一般職員が104、再任用職員が3人、会計年度職員が33名対象になるということです。

○**阪東議長** ほかにありませんか。

西澤議員。

○**西澤議員** 続けて、会期が30日に延長というか、決定されて、その前提になるのが先行してはならないということなんですけども、30日までにその条件は解消される、30日までに決まらないということはあるんですか。その辺が分かりませんので。

○**阪東議長** 総務課長。

○**中川総務課長** 直近の情報ですと、昨日衆議院が通過して、昨日参議院の委員会は通過したと。それで、今日参議院の本会議を通過する予定やという情報が入っていますので、今日の時間帯で何時に通過するかが分からないので、甲良町の方は30日というようなことで会期が延長されたというふうに聞いています。

○**阪東議長** 西澤議員。

○**西澤議員** それと確認ですけど、そうすると、30日には通過をした後に認定ができるということで見通しになっているということなんですね。

○**阪東議長** 総務課長。

○**中川総務課長** はい、そうです。一応、県の口頭の指導ですが、国会を通っ

た後になるべく議決をしてくださいという口頭要請もありましたので、そのように対応させてもらっています。

○**阪東議長** ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

○**阪東議長** ないようですから、これで質疑を終わります。

次に、日程第6 議案第59号を議題とします。

議案を朗読させます。

局長。

○**橋本事務局長** 議案第59号 甲良町議会議員および甲良町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例。

上記の議案を提出する。

令和2年11月27日。

甲良町長。

○**阪東議長** 本案に対する提案理由の説明を求めます。

総務課長。

○**中川総務課長** 議案第59号 甲良町議会議員および甲良町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例です。

まず、制定理由であります。公職選挙法の一部を改正する法律が施行され、公布されたことに伴い行うものでありまして、甲良町議会議員および甲良町長の選挙に係る選挙公営の制度に関する条例を整備するものであります。

まず、第1条、趣旨であります。この条例は、公職選挙法で規定する自動車、ビラ、ポスターなどについて、甲良町議会議員選挙と甲良町長選挙において、公費負担に関する必要な事項を定めることが趣旨であります。

第2条から第5条については、自動車関係で整備をしております。第2条は、選挙運動用自動車の使用の公費負担のことが書かれております。

第3条が選挙運動用自動車の使用の契約の締結をした場合の委員会への届出が書かれております。

次の2ページです。

第4条で、選挙運動用自動車の使用の公費負担の額および支払いの手続が第4条で書かれております。

次に、3ページの第5条で、選挙運動用自動車の使用の契約の指定が書かれております。

次に、第6条から第8条については選挙運動用のビラのことが書かれておりまして、第6条が選挙運動用のビラの作成の公費負担のことが書かれております。

第7条が選挙運動用ビラの作成、契約締結の届出のことが書かれておりま

す。

次、4ページをお願いします。

第8条で、選挙運動用のビラの作成の公費負担の額および支払い手続きのことが書かれております。

第9条から第11条につきましては、選挙ポスターのことの規定がされております。第9条で選挙運動用ポスターの作成の公費負担のこと、第10条で、選挙運動用ポスターの作成の契約締結の届出、第11条で選挙運動用ポスターの作成の公費負担額および支払いの手続きのことが第11条で書かれております。

第12条につきましては、行政手続条例の適用除外であります。

第13条は、委任のことが書かれております。

付則として、施行期日、この条例は、公布の日から施行すると。2で適用区分、この条例は、この条例の施行の日以後にその期日を告示される選挙から適用するものであります。

以上です。

○**阪東議長** 説明が終わりましたので、質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○**阪東議長** ないようですから、これで質疑を終わります。

討論はありませんか。

西澤議員。

○**西澤議員** 賛成の討論をさせていただきます。

賛成に当たって、私たち議員の資格、そしてその役割というのが大変重くなるというように思います。元々そういう役割、位置づけであったわけですが、選挙そのものが公営で営まれる、こういうことからポスター、それから選挙カーなど、その部分についても公費、つまり税金が使われていくということですから、ますます私たちの役割、町民の福祉向上、利便向上、そして町の発展というところの肩に大きく責任がかかってくるというように思います。そういう意味で、今までの内容を1つ、一歩進める。また、その一歩は大変大きいかというように思いますけども、その選挙そのものが私的な営みではなくて、公の活動ということになりますので、その点でも私たち明るい選挙というように以前からスローガンにされていましたが、広島選挙違反のああいふ事例にならないよう、またそういう点では大事な役割だというように思いますので、賛成討論とさせていただきます。

○**阪東議長** ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

○**阪東議長** ないようですから、これで討論を終わります。

これより議案第59号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○**阪東議長** ご着席願います。起立全員です。

よって、議案第59号は可決されました。

次に、日程第7 議案第60号を議題とします。

議案を朗読させます。

局長。

○**橋本事務局長** 議案第60号 甲良町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例。

上記の議案を提出する。

令和2年11月27日。

甲良町長。

○**阪東議長** 本案に対する提案理由の説明を求めます。

町長。

○**野瀬町長** 議案第60号 甲良町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、説明申し上げます。

甲良町特別職の職員の給与に関する条例の一部を次のように改正をする。

付則中第17項を第18項とし、第14項から第16項までを1項ずつ繰り下げる。

付則第13項中「令和2年4月1日」を「令和3年3月1日」に改め、同項を付則第14項とし、付則第12項の次に次の1項を加える。

13項、令和2年12月1日から令和3年2月28日までの間における町長の給料月額、別表および第9項の規定にかかわらず、同表に掲げる給料月額から、その給料月額の100分の50に相当する額を減じた額とする。

減額の理由につきましては、全協で申し上げましたとおり、2つの案件について常任委員会にそれぞれ審査がされました事務検査のこととございます。この2件に関しまして、私は地方公共団体を統括する町長として、事務の管理と指導監督が不適切であった責任を痛感して、自ら反省しているところでございます。よって、給料減額に処するものでございます。

付則といたしまして、この条例は令和2年12月1日から施行するものでございます。

以上です。

○**阪東議長** 説明が終わりましたので、質疑ありませんか。

西澤議員。

○西澤議員　まず1つ目は、この2つの案件で自らペナルティーを科したというように理解をしいいかどうか、そういう提案だというように思いますが、それでいいかどうか、これが1点ですね。

もう一つは、2つの事例が発生をしました。下水道については、これ、全協でも議会の中で明らかになりましたが、町民にお知らせをする、これはホームページに掲載をしたというようにありましたが、これはホームページを見られる町民はもう僅かですね。そういう点でチラシの発行をしているのか。していなかったら、発行する必要があるというように思いますが、それが1つです。

それから、下水道に関しては、もう一つは資金不足比率44.1%。これ、3月31日までに決算が終了を、企業会計が締め切られるまでに把握をして、町長としてはこれでいいのかと、疑義を挟まなかったのか。挟んだけども、そのまま下水道の担当の職員の説明のとおりで通ってしまったのか。この辺は大事なところなんですけども、そこはどうだったのか、改めてお尋ねしておきます。

それから、大町前議員の失職に関しては、委員長報告の中に、これはタイトルでも回避できた事案であったというように断定的に述べられています。つまり、経過から見ても大町前議員の出席を回避できる、ないしは阻止をできる条件はあったのにできなかったという委員長報告になっています。それが私は事実だろうし、正しいというように思っていますが、町長としては、断定的に回避できた事案であるというように委員長報告になっていますが、町長の認識はどうか、改めて今の時点で問うていきます。

以上です。

○阪東議長　町長。

○野瀬町長　減額条例については、おっしゃいました常任委員会に付託をされた2つの事務検査の件でございます。

それから、チラシにつきましては、広報こうらでは公共物になりますので、できれば、私の後援会だよりを使いたいなというふうに思っています。

それから、44.1%の認識であります。基準比率が20%ということは重々承知をしておりましたが、標準会計から企業会計に移るということで、一過性の突出したもので、次年度からは下がるという基本認識でしたので、オクケーエラーとという行政用語があるんですが、そういう認識をしてしまって、そもそも駄目なものを見抜けていなかったという、私の責任があるということを感じているところでございます。

大町議員の失職に関して、8月12日の臨時会の最終日の出席が回避できなかったかどうかということではありますが、経過で申し上げましたように、

素早く対応していればできたかもしれません。結果としては、議会終了後、私が認識をしたもので、回避できなかつた。もう一つは、8月3日の初日についても議員失職しておりましたので、このことはちょっと回避ができなかつたということですが、12日は結果としてそういう結果になりましたが、委員長報告がありましたように、素早く事務処理をしていれば、そうでなかつたかということも思っております。

○**阪東議長** 西澤議員。

○**西澤議員** 町長はしばしば結果としてという表現を頭につけられますけれども、委員長報告は回避できた事案だと言っているんですね。そのことを今の時点で町長はどう受け止めているのか。そのとおりなのか、いや、そうではなかつた、回避できなかつたのもあり得るといように思っているのか、それが1つ。

もう一つは、下水道特別会計の資金不足比率ですけれども、そういうことで押し切っていった。町長の認識としては、その打切り会計でやむを得ないものだったと言うわけですけれども、その幹部の中で、それは町長を含めて、疑義が町長としては挟まなかつたのか、それとも各課長の中で決算が報告をされ、そして9月議会に準備をする監査委員に報告をしていく準備が始まりますね。そういう点で非常に、44.1%の資金比率、これではあかんじやないかというように、3月31日までに疑義が挟める余地は全くなかつたのかというように思いますが、そこはどういうようなのか。

もう一つは、先ほど町長の政治家野瀬喜久男として、後援会だよりなり、ニュースで出すと言われましたが、行政の中で起きた事件ですね。大ミスです。そういう点では、行政の関わりで広報こうらなり、チラシできちんと報告をして、過ちを町民の皆さんにお知らせをして、二度と過ちが起きないように頑張りますというのがメッセージとして町民に伝える必要があるわけでしょう。その点、もう一度考え直してもらって、チラシが出ていないのなら、チラシできちんと報告をするというのが大事かと思いますが、いかがですか。

○**阪東議長** 町長。

○**野瀬町長** まず、大町議員の出席が回避できたかどうかということですが、回避できなかつたという結果に終わりました。しかし、可能性としてはそういうことができたかもしれないという、結果でしか物を申せませんが、そういうことではございません。

それから、44.1%の認識であります。残念ながら、お恥ずかしい話、全国的にも例がないという、甲良町だけが失態を演じたということではございません。これについてはもう申し開きの余地なし、私の事務管理、監督責任というものは免れないと思っております。それを今後、再発防止に向けて

取り組んでいくということに置き換えていきたいと思っていますので、3月31日、ちょっと事務的にもできておらなかったことでありますので、私の基本認識としては、もう通過をしてしまった後の数字が出てしまったということでございます。

○**阪東議長** 西澤議員。

○**西澤議員** 大事なところで漏れてしまっていますので、町行政の中の下水道会計特別事業でこういうことになった。それから、再報告で総務省にもう報告が行ったわけですからね。ですから、政治家、野瀬喜久男としての過ちだけではないわけです。そのことを行政として幹部を指導、監督できるという位置にありながらできなかったことはありますけども、行政の中で起こったことですので、行政としての報告を町民にこういう事例が発生して、二度と起きないように、またなぜ起きたのか、委員会の中でもこういう議論があったというようにして、やっぱり行政としてお知らせをする必要があることを再度お願いというか、要請をしておきたいと思います。

○**阪東議長** 町長。

○**野瀬町長** はい、分かりました。再度の質問を受けまして、行政広報でお知らせをしたいというふうに思います。

○**阪東議長** ほかありませんか。

木村議員。

○**木村議員** 8番、木村です。

10%と3カ月というふうに議案が上がっているんですけど、10%と3カ月というふうに決められたという見解をちょっと求めておきたいと思いません。

○**阪東議長** 町長。

○**野瀬町長** 私なりに自ら処するという現実についてを考えた上での3カ月、10%という数字にさせていただきました。

○**阪東議長** ほかありませんか。

(「なし」の声あり)

○**阪東議長** ないようですから、これで質疑を終わります。

次に、日程第8 発議第21号を議題とします。

議案を朗読させます。

局長。

○**橋本事務局長** 発議第21号。

令和2年11月27日。

甲良町議会議長 阪東佐智男様。

提出者 甲良町議会議員、建部孝夫。

賛成者 丸山恵二議員、同じく山田裕康議員、同じく山田充議員。

甲良町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（案）。

上記の議案を、地方自治法第112条第1項、第2項および第3項ならびに会議規則第14条第1項および第2項の規定により提出します。

○**阪東議長** 本案については、建部議員から提案説明を求めます。

建部議員。

○**建部議員** それでは、私から甲良町特別職の職員、町長の給与に関する条例の一部を改正する条例（案）について、ご説明申し上げます。

まず、本文の付則第13項でございます。これは追加で新たにこの項を起すんですが、令和2年12月1日から令和3年5月31日というのは6カ月間であります。そして、最後の給与月額の100分の60に相当する額を減じた額とするというのは、今、町長の給与のベースは40%を当分の間という減額処分がされております。さらに、そこに20%を加算するという意味で100分の60になっているわけでございます。

そこで、今回のこの案の提案の理由でございますが、今日、皆様方に別紙でお配りをいたしました。それに基づいて報告を申し上げます。

町長の給与を減額処分における条例改正案の提出に至った経緯。これは大町善士雄前議員の失職に関する事項と令和元年度甲良町下水道事業特別会計決算および資金不足比率の報告に関する事項についての議会決議で事務監査を行うということが決定されました。それを受けて、総務民生常任委員会および産業建設文教常任委員会において、それぞれの所管の検査を行ったのでございます。

先般、11月12日の臨時会において、その検査結果の報告をし、係る事件の責任の所在が明らかになりました。町長、会計管理者、主管課長、関係課長および戸籍、決算事務担当者等に及びますが、とりわけ町長の責任が非常に重いものがあります。職員につきましては、懲戒分限委員会がございしますので、そこに委ねることにいたしましても、今回は町長の責任を問うものでございますから、町長だけに絞って、以下、説明申し上げます。

まず、大町善士雄前議員の失職に関する事項につきましては、時折しも臨時会の会期中であり、8月12日はその最終日で、参考人招致、議案採決の日でありました。大津地方検察庁から簡易書留で大町善士雄前議員の既決犯罪通知書、あえてここは濃く印字をしてありますが、これは通常一般町民の犯罪通知書ではないんです。現職の町会議員が既に7月27日に失職していたことを知らせる通知書でもあったんです。一般の方の既決犯罪通知書なら、議会は何にも言いません。ましてや、言う権限もございません。現職の議会議員の身分に関する事だから、もうこれは最大の重要視する内容でござい

ます。それが8月8日の土曜日に役場に届きました。あいにく連休がありまして、連休明けの11日の火曜日に住民課で開封し、受領しています。かねて予測されていた通知であったことを即町長に報告し、迅速に処理していたら、明12日の本会議には大町善士雄前議員の出席を回避することができた。これはあえて私は断言します。そういう仕組みになっていなかった町行政に非常に大きな欠陥があります。

そこで、町長の責任です。1つ目は、かねてより情報が飛び交い、近く通知が来ることが予測されているにもかかわらず、その認識もなく、ましてや担当課長に通知が来たときの処理の指示、指導ができていなかった。

2つ目は、町長は、この通知の報告を12日の本会議終了後に受けたとしながら……。受けたとしながらという表現は実はそれ以前に知っていたのではないかという、そういう疑惑、疑いがあったから私はこういう表現をしています。議会に報告や連絡はしてこなかったんです。議会には連絡する必要があるとの姿勢であります。このことは総務課長もはっきりと私の質問に答えています。議会には連絡する義務がないということを言われました。ただ、8月24日の夕刻、大町善士雄前議員が9月議会での一般質問、この頃、まだ8月24日、大町議員は一般質問をするつもりで通告書を持ってきているんです。それを見た町長は、やむなく、大町議員は既に失職しているので、一般質問は受けられませんと連絡してきたんです、議会へ。また、翌25日の午前には9月議会に向けての議会運営委員会がありました。町長はその場でも町長の意思でその報告をする気は全然ありませんでした。議会事務局長に促されて、大町善士雄前議員の失職を報告じゃなしに述べたんです。

このようなことから、町長の行政姿勢、その考え方、思考と議会への対応、議会を軽視しているんじゃないか、悪い言葉で言えば、なめているんじゃないかと言われるような、そういう対応であります。そして、職員の指導、指揮、管理、監督責任は大きなものがあります。

次に、令和元年度甲良町下水道事業特別会計予算および資金不足比率の報告に関する事項につきましては、決算事務担当者の会計処理能力と決算に対する認識不足、誤りが間違った赤字決算書を作成したのであります。これは事実であります。役場組織の在り方にも問題があります。それは何か。人事配置は適材適所に、事務の分掌はその職員の能力と適正を重視する、そして、所属内においてチェック機能を持たせるということ、また事務は適正かつ迅速に処理しなければならない、こういったことが町長はできていなかった。これは、やはり行政では町長の責任であります。

なお、この決算書は、会計管理者が決算を調製して令和2年6月29日に町長に提出しているんです。そして、町長はそれを決裁して、令和2年8月5

日付で監査委員の審査に付しました。調製をした会計監査者、決裁をした町長は1億8,000万円以上もの赤字決算書に何の疑義も持たなかったのか。そして、その中を見て、是正を指示できなかったのか。決裁の在り方が問われます。町長は、役場退職前には総務主監、総務、企画課長を歴任して、その職にあった。決算書の作成や決算書の中身は熟知していなければならない。熟知していたはず。そして、地方公共団体の赤字決算はあってはならないという認識がなかったのか。これは、単に町としての職員の指揮、管理監督責任だけではなく、町長自身の資質に関わって、重い責任があります。

よって、これら2件の責任のけじめとして、町長給与の減額処分を提案するものでありますが、それは2件合わせて給与減額10%を12カ月という2つ足してそうなったのですが、その減額期間を考慮して、1年という期間を半年にするという意味で給与減額20%を6カ月と提案するものでございます。

議員各位におかれましては、十分この趣旨をご理解いただきまして、何とぞご賛同いただきますことをよろしくお願い申し上げます。

○**阪東議長** 説明が終わりましたので、質疑はありませんか。

木村議員。

○**木村議員** 1番、木村です。

一番最後の部分で、2件の責任のけじめ云々というふうに文言が書いていますが、先ほど町長の議案60号の方でも質問させていただきましたけど、この発議は20%、6カ月というふうにされた、それほどの重みがあるんだということだと思いますが、2件合わせて10%を12カ月というふうに考えたんですが、減額期間を考慮して20%の6カ月、イコールということになるんですが、やはり重さということだと思うんですが、そのパーセンテージと期間を再度質問したいと思います。

○**阪東議長** 建部議員。

○**建部議員** 先ほど、私は2件の不祥事の責任を問う意味で、2件を足して12カ月、10%を申し上げました。私の頭の中には、大町前議員の件について6カ月、そして下水道の件について6カ月というのが10%ですが、それが頭にあります。でも、皆さん方の思いの中には、いや、そうじゃない、やっぱり大町前議員のあの処理については8カ月に相当するんじゃないか、下水道は逆に4カ月に相当するんじゃないか、だから議員さん各自がその責任の度合いをもし頭に描いたとしたら、私は6カ月、6カ月という、そういう思いで出しましたが、その思いによっては、ただ2つ合わせて12カ月を下ることはこれはできない。ですから、総枠で12カ月ということで気持ちとしては6カ月、6カ月でございます。

以上。

○**阪東議長** ほかにありませんか。

西澤議員。

○**西澤議員** 提案理由の説明で強調をされていますが、改めて、私が議案の町長提案の方、60号で質問をしました。つまり、回避できた事案かという質問に対して、最後まで、やはり回避できたのにこういう不祥事を招いてしまった、不信を招いてしまったという点の踏み込みが私はなかったというように思います。それで、提案者は議会へのお知らせ、いわゆる議会への通知ですね。大町前議員がもう既に議員資格はないですよというのが24日。12日に知ったとしても、これは遅過ぎる。こういう点でも提案者は提案の中で知っていた可能性、疑惑が深いという説明がありました。その点で疑惑が深いという、この根拠を建部議員が思っておられる疑惑が深い、つまり知っていたのではないかと思われる、そういう根拠があると思います。それで、12日はシルバー人材センターの参考人招致がありました。そういう点でもそのことで大町前議員が提案をしていますので、そこで出席をさせようという、思惑が働いたのかなというのも疑惑の中で1つ含んでいるというように思っていますが、提案者の説明をお願いしたいと思います。

○**阪東議長** 建部議員。

○**建部議員** 私はこの件に関する事務検査の中で、町長にそのことを尋ねました。なぜなら、私は8月24日の議会運営委員会の際に町長が事務局長に促されて、大町善士雄議員の失職のことを議運に初めて告げたと。そのときに私は町長の言葉の中に11日にその通知が来たんだけど、12日に参考人招致とか議案の採決があると。特に大町善士雄議員が求めた参考人招致のその日程があるので、あえてやり過ぎたと、やらせたという意味の発言が私の耳に入った。ほかの委員さんには入っていたか入っていないか分からないけれども、私はそのことが頭にありました。これは町長は知っていて、大町議員を出席させたのだなという、まず疑いを持ちました。

それがこの議場の中で、今度はそのことが京都新聞、中日新聞、そういったものの新聞の記事の中に町長の改めてまた採決をやり直したその明くる日の新聞にそれが出ていたんですが、そのときの答弁に町長は12日の議会終了後に私は報告を受けたと新聞記者に発表しているんです。そのことを新聞記事で見て、私はその場でその明くる日の議会の全協の中で町長におかしいやろうと、もう事前に分かっている、大町善士雄議員があえて出席させたといいながら、この新聞記事はおかしいと言って詰め寄ったことがあります。でも、そのとき町長は、いや、私の報告を受けたのは12日の議会終了後です、そして委員会の中でもそのことを繰り返し、それ以降ですというこ

とを述べるので、私は分かった、一応、それはそれで町長の言うとおりに一応私は引っ込みましたんですが、その疑惑は、やはり消えていなかった。でも、この提案理由の説明の中ではそのことは書いていません。ただ、今、口頭で、もちろん12日とされているがというところで、私は若干そういう疑惑があるということ为先ほど述べただけで、確かに今もその疑惑はあります。

それともう一つ、何でしたか。それだけでよかったですか。

○野瀬町長 私の報告に偽りはありません。

○阪東議長 ほかありませんか。

(「なし」の声あり)

○阪東議長 ないようですから、これで質疑を終わります。

次に、日程第9 同意第19号を議題とします。

議案を朗読させます。

局長。

○橋本事務局長 同意第19号 甲良町監査委員の選任につき、同意を求めることについて。

上記の議案を提出する。

令和2年11月27日。

甲良町長。

○阪東議長 本案に対する提案理由の説明を求めます。

町長。

○野瀬町長 同意第19号 甲良町監査委員の選任につき同意を求めることについて、ご説明申し上げます。

下記の者を甲良町監査委員に選任したいから、地方自治法第196条の規定により、議会の同意をお願いするものであります。

住所、滋賀県犬上郡甲良町大字下之郷1496番地。氏名、上野安德氏。生年月日、昭和24年1月1日であります。

現在、上野さんにつきましては、監査委員さんをお務めいただいております。監査委員さんの任期が本年12月23日をもって満了いたします。再任をお願いするものでございます。上野さんにつきましては、平成24年12月24日にご就任をいただきました。2期8年間、公金着服事件の被害額認定など、的確な監査事務をお務めいただいているところでございます。人格が高潔で、財務管理、事業の経営管理、その他行政運営に関しまして、優れた見識を有する方でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○阪東議長 説明が終わりましたので、質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○阪東議長 ないようですから、これで質疑を終わります。

討論ありませんか。

木村議員。

○木村議員 8番、木村です。

私も議選の監査委員として、今年やらせていただき、今、町長から説明がありましたように、任期8年という長きにわたって務めていただいているという部分で、本当に元大阪国税の職員であったということもあり、本当に頼れる人物だと思います。賛成討論とさせていただきます。

○阪東議長 ほかにありませんか。

西澤議員。

○西澤議員 賛成討論です。賛成に当たって、やはり甲良町の中での監査委員の役割は大変大きい、重要だというように思います。今、2つの事案で下水道会計の問題、それから大町前議員の問題がありましたが、とりわけ下水道会計については、打切り会計だというので、44.1%になった報告をそのまま通ってしまったわけです。監査委員としては、当然、疑義を挟んで、こんなんではあかんのん違うかというように指摘をされておられるというように思います。そういう点でも、監査報告の中にきちんと指摘をしたけども、こういう勘違い、つまり認識不足のところ、押し切られてしまったというやつを、やはり監査委員としての見識をきちりと報告をしてもらいたいと思います。そういう点では、監査委員が間違ったことについては、ずばりと臨時監査も含めて、実施をしていただくことを希望をして、要請をして、賛成討論としたいと思います。

○阪東議長 ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

○阪東議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより同意第19号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり同意することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○阪東議長 ご着席願います。起立全員です。

よって、同意第19号は同意されました。

次に、日程第10 意見書第2号を議題とします。

議案を朗読させます。

局長。

○橋本事務局長 意見書第2号 防災・減災、国土強靱化対策の推進を求める意見書(案)。

会議規則第14条第1項および第2項の規定に基づき、上記の議案を提出

する。

令和2年11月27日。

甲良町議会議長様。

提出者 甲良町議会議員、岡田隆行。

賛成者 山田裕康議員。

○**阪東議長** 本案については、岡田議員から提案説明を求めます。

岡田議員。

○**岡田議員** 2番、岡田隆行です。

それでは、意見書の方を読ませていただき、提案をさせていただきます。

防災・減災、国土強靱化対策の推進を求める意見書（案）について。

近年、全国各地で大規模自然災害等による甚大な被害が相次ぐ中、気候変動の影響によりさらなる頻発化、激甚化が懸念されている。

このため、国においては、令和2年度までを実施期間とする「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」を策定し、予算を大幅に増額することにより、地方とともに集中的な対策に取り組んでいるところである。

しかしながら、社会インフラは依然として脆弱であり、加えて、高度経済成長期に整備した多くのインフラの老朽化が進んでいることから、道路・河川整備、ため池等の防災・減災対策、老朽化対策など、安全・安心な生活と経済活動を支えるために必要となる対策を、今後も引き続き強力に推進する必要がある。

また、今般の新型コロナウイルス感染症の経験をふまえ、生産拠点の国内・地方回帰、強靱なサプライチェーンの構築が求められており、安定した経済活動を支えるインフラ整備と安全な生活を支える対策の必要性が高まってきている。

よって、国会および政府におかれては、令和3年度以降も引き続き、防災・減災、国土強靱化対策を強力に推進するため、下記の措置を講じられるよう強く求める。

1、「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」および関連する地方財政措置を、令和3年度以降5年間継続すること。

2、インフラの老朽化対策、平常時・災害時を問わない安定的な輸送を確保するための幹線道路網のダブルネットワーク強化など対象事業を拡充すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和2年11月27日。

以上です。

○**阪東議長** 説明が終わりましたので、質疑はありませんか。

西澤議員。

○西澤議員 事前に5項目の質問内容をお渡しをしていますが、それに基づいて分かる範囲で説明いただければいいかというように思います。

元々この国土強靱化計画事業については、この意見書の提出の要請があったのが全国議長会、そして滋賀県議長会です。しばしば、やはり巨大プロジェクト、巨大ゼネコンが主導をして、そして議長会に要請をするというのはよくやられたことであります。そういう点をきっちりと警戒をし、見極めていく必要があるというように思うんです。

それで1つ目は、7行目の社会インフラは依然として脆弱であり、これは何を指して脆弱と表現しているのか、どんなものが脆弱なのか。

2つ目は、9行目、道路・河川整備、ため池等とありますが、3カ年緊急対策の中にこれらの整備計画が盛り込まれているのか。甲良町でいえば、ため池、河川整備、それから生活道路の改善は大変大事だというように思いますが、これはどうなのかです。

それから3つ目は、12行から13行にあります、生産拠点の国内・地方回帰をうたっていますが、生産拠点の海外移転をこの数十年間進めてきた現状とその主な原因、要因を何だったと考えているのか、認知しているのか、説明をお願いします。より安い労働力を求めて、大企業を中心に生産拠点を海外に移転をしていったのが実態ではないのか。これはコロナ禍の中で浮き彫りになりました。マスク1つ、それから人工呼吸器1つが海外で生産をされている、ないしは部品そのものが中国に依存をしている、海外に依存しているというのは現状が私どもも明らかになりました。そういう点ではどのように認識されているのか、お願いします。

4つ目は、強く求める事項の2の中にあります幹線道路網のダブルネットワーク強化とはどんなことを意味しているのか、指しているのか、説明いただきたいと思うんです。ごく最近、東京の圏央道の陥没事件がありました。あれは国土強靱化事業の中の1つとして、ずっと長年進める反対運動もあったんですけども、深度、地下40メートルでシールド工法でトンネルを掘っていくという事業の中で陥没が生じています。こういうことも起きています。このダブルネットワークはどんなことを指しているのか、説明をお願いしたい。

それからもう一つは、最後にそもそも国土強靱化計画の目的とそれに沿って進められた大型事業が幾つかあります。もちろん、今、災害が発生をして、その河川整備やダム整備、こういうことも大きな議題、テーマと課題ともなっています。そういう点で、この事業で進められた事業と、それからそもそもその目的、どのような状況なのか、説明をお願いします。

○阪東議長 岡田議員。

○岡田議員 それでは、西澤議員の質問に答えていきたいと思えます。

まず最初に、先ほどの全協の質問において、私の方が勉強不足であることから、ちょっと曖昧な返事等になってしまいましたが、先ほどの10分の休憩時間を持ちまして、少し改善ができそうな返答ができそうなので、それに基づいてお話しさせていただきます。

まず初め、1つ目の質問、社会インフラは依然として脆弱であるといつて、この脆弱というのは何を表現しているかということで、社会インフラとは生活インフラともいいますが、電気、水道、公共事業のことと、あと通信とか、そういった電話等のことになってきます。この脆弱ということは、先ほどちょっとインターネットで調べましたら、特にサイバーリスク、最近はインフラの整備はできてきているんですけども、やはり世の中が便利になったことによって、逆に、例えばボタン1つで何かあったときには全部止まってしまうという、そういうもろさもあります。特に鉄道関係においては、そういった危険を察知したときに緊急に止まったりとか、ちょっとしたことでその脆弱さが出ているというところでの脆弱ということを示しているそうです。

次に、2つ目の9行目の道路・河川整備、ため池等のとあるが、3カ年緊急対策のこの整備の計画が盛り込まれているのかということについてですが、これは当本町においては防災センターのこともありましたが、緊急の防災対策の整備事業の補助金等、そういった補助金等、あと交付金等において、金額等が国の方においては結構予算の方が積み上げてはいるんですから、その整備計画については各市町村でということになっておりますので、国がこの整備計画というよりも、各市町村のその整備計画を進めていくためにも、そういった予算をつけてというところでの整備計画というふうに認識しております。

次、3つ目の12行から13行の生産拠点の国内・地方回帰とうたっているがということですが、これらについては、西澤議員の指摘のとおり、生産拠点を海外拠点ということで、この10年間ずっと進めてきて、特により安い労働力を求めて、確かに巨大企業を中心に生産拠点を海外に進出していったというのが実態ではありますが、先ほどもちょっと説明をさせていただきましたが、今般のこの新型コロナウイルスの感染症の経験をふまえてということで、これは何かというと、例えば電化製品等を作るに当たって、1つの部品とかを1つの国、いわゆる例えば中国に依存しているというところがありまして、いったん、その部品を、最初武漢の方で発生したということで、例えばですけども、その部品を、例えば輸入するに当たって、コロナで輸入できないと、そうすると1つの、例えば分かりやすく言うと、電化製品を

作るに当たって、その部品が来ないことによって、何カ月も生産がストップしてしまうという、こういう現状がある。そういうことにおいて、新型コロナウイルスの感染症によって、そういったことがより多く出てきていることから、今までは海外進出で取りあえず値段を安くということを念頭に置いて、企業も活動してはあったんですけども、やはりある程度の部品を一連性を持って、この書いてある強靱なサプライチェーンの構築ということで部品から販売、配達までを1つの連結した流れでというところで、鎖というふうに捉えて、1つの国というか、企業が1つの場所でやるということがリスクが回避できるのではないかとということを目指していると思います。

そして、やっぱり4つ目の強く求めるという、この幹線道路網のダブルネットワーク強化ということですけども、これ、先ほど、私が説明させてもらった内容はインフラの老朽化対策とその平常時、災害時を問わないということでのダブルネットワークというふうに認識しているんですけども、これについては、ちょっと私はまだ勉強不足で、もしかしたらそうじゃないということなので、また後日、調べさせてもらって、お答えさせていただきたいと思います。

そうして最後に、5つ目の国土強靱化計画の目的とそれに沿って進められた大型公共事業とはどんなものをうたったかということですけども、この国土強靱化というところで、一応、防災と、やっぱり減災というのが頭についていますので、昨今、近年、大地震が非常に多い中、特に東日本大震災において、そういった大震災が起こったことによって、被害がすごく拡大していたというところがあります。そういった意味で、そういったことが起きたときの緊急のときに、やはり防災・減災をきちっとしなくてはいけないということで、国の方でそういった意味での国土強靱化ということで予算をつけたり、補助金等をつけて、各市町村でそういった事業をできるだけやっってくださいよということでの国土強靱化計画ではなかろうかと思っています。

以上です。

○**阪東議長** ほかありませんか。

(「なし」の声あり)

○**阪東議長** ないようですから、これで質疑を終わります。

討論はありませんか。

西澤議員。

○**西澤議員** 岡田議員から丁寧な説明がありました。総論では、やはりそういう方向は国民が求めていますし、激甚が起こる、経験したことの無い災害がしょっちゅう起こってくる、こういう点では本当にそれぞれ対応しなければならないというふうにも思っています。

そこで、反対の立場から討論させていただきます。

防災・減災に関して、国がその責任を果たすことは当然であり、その点に関して反対するものではありません。しかし、本意見書（案）では、国土強靱化地域計画の一層の推進、令和2年度末期期限の防災・減災、国土強靱化のための3カ年緊急対策のさらなる延長と拡充を行うことは同意できません。それはそもそも国土強靱化計画は防災・減災とともに、基本理念に国際競争力の向上を結びつけたために国民の命と暮らしを守るための防災・減災対策がないがしろにされる結果となりました。国土強靱化が巨大開発事業の復活、拡大を進める根拠を与えてしまい、その結果、不要不急の巨大開発事業は進められてきたのが実態であります。

基本方針には、国家および社会の重要な機能の代替性の確保という表現が盛り込まれています。これまでも代替性や大規模災害対策とあって、東京の外環道や圏央道、それから新名神高速道路、9兆円ものリニア新幹線建設などが進められてきたのが実態であります。同時に、防災・減災の取組は自助、共助、公助の適切な組合せと表現しています。国民生活を守るために国がやるべきことおよび責任が欠落していたのも大きな問題だと考えています。その結果として、国土強靱化計画の下で国家機能や国際競争力が優先をされ、国民の命と財産を守る防災対策は後回しにされてきたのが実態だと思います。

今、必要なのは従来型の公共事業の抜本的な見直しです。不要不急の大規模開発や新規建設を抑制をし、国民の命と財産を守る防災対策を優先することです。また甲良町でいえば、中小零細の、本当に零細の土木業者が多くおられます。その事業がこの強靱化の対策の事業で回ってくることはほぼ考えられません。

そういう点で、防災・減災対策のためには、公共事業政策を大きく転換する必要があります。大規模開発や新規建設を抑制をし、予算の優先的な配分を防災・減災、インフラや公共施設の維持、更新に重点的に回すべきだと思います。

このたび、コロナ禍で浮き彫りになったのは、医療、介護の資源の決定的な不足、行政改革による行政機能や職員体制の低下でありました。これまで国が進めてきた政策の脆弱性が明らかになったと思います。地方自治体が防災・減災対策に計画的、系統的に取り組むためには国の財政的裏づけが決定的だというように思います。改めて、強調しなければなりません。持続的で安定的な財政的裏づけがあってこそ、自治体の防災・減災対策は実態に見合った生きた対策となると思います。マンパワーが大変大事でありますし、気象観測所の縮小や人員の削減が進められたのが実態であります。このコロナ禍からの教訓を災害に強い、災害から町民、国民の命と財産を守る社会にし

ていく上でも活かしていく必要があるということを指摘して、意見書第2号の反対討論とさせていただきます。

以上です。

○阪東議長 ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

○阪東議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより、意見書第2号を採決します。

お諮りします。

本意見書を関係機関に提出することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○阪東議長 ご着席願います。起立多数です。

よって、意見書第2号は可決されました。

以上で本日の日程は全て終了しました。

本日はこれをもって散会します。ご苦労さんでした。

(午後 1時05分 散会)

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

甲良町議会議長 阪 東 佐智男

署 名 議 員 野 瀬 欣 廣

署 名 議 員 宮 寄 光 一